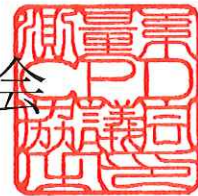


測量 CPD マニュアル

平成29年12月18日現在

測量系 CPD 協議会



「測量CPD」マニュアル

はじめに

昨今の測量技術は、科学技術の急速な進展に伴い、地上から宇宙までの空間情報等の計測と利活用を扱う専門技術へと進化しております。この空間情報の整備等に携わる測量技術者の責任はまことに重大であり、時代に即した能力の維持および向上に資するための自己研鑽はますます不可欠なものとなってきております。測量技術者は、常に技術者としての誇りと品格を保ち、自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献することが必要であります。

近年、継続教育（Continuing Professional Development 以下「CPD」という。）の名の下に、各種技術者の教育においては相互認証の動きが各団体に活発に行われつつあり、資格取得後も能力を維持し、新しい時代の要請に応えるための継続学習が重要であるとの認識が広がってきております。

技術者の技術力は、各人の知識と経験によって支えられています。知識は学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって、経験は実社会における実務経験によって培われます。すなわち、技術者の技術力は、学歴・資格取得、継続教育、実務経験の3本の柱によって支えられています。

学歴は卒業証明書によって、資格は測量士・測量士補・土地家屋調査士等の登録証明書や地理空間情報専門技術（旧：測量専門技術）認定制度の認定証明書等によって、また、測量の実務経験や実績は、TECRISによって、社会的に評価されています。

しかしながら、継続学習については、平成13年から社団法人日本測量協会が部分的ではあるが実施したものの、広く社会に認知されるには至りませんでした。また、測量・地図関係に関する研修・講習は諸団体において数多く実施され、測量技術者はそれぞれが自己研鑽に努めており、個々に受講修了書等により証明されるものの、これを総合的に評価・証明するシステムはありませんでした。

このことを背景に平成16年に測量・地図関連の学協会等の団体で構成される「測量系CPD協議会」（以下「協議会」という。）を発足させ、関係学会・団体で実施する全ての講習会等での学習履歴を共通の基準で評価し、測量技術者の自己研鑽による学習を一括管理することといたしました。（平成20年度から協議会へ全て移行）

このことにより、学習記録を学習単位（以下「ポイント」という。）をもって評価し、総合的な学習履歴を証明することによって、自己研鑽に努力する技術者を内外にアピールするものです。

1. 目的

「測量CPD」は、測量・地図関係事業に携わる測量技術者が研修・講習会、講演会、研究発表会、シンポジウムなど各種プログラムによる自己研鑽の活動を通じて必要な技術力と資質の維持・向上を図り、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに国民の福祉に貢献することを目的とします。

「測量CPD」の具体的な目的を要約すると、次のとおりです。

(参考)

- ①努力する測量技術者の評価（社会的地位の向上）
- ②測量技術者の技術レベルの維持向上（品質の確保）
- ③測量技術の体系的な学習（総合的自己啓発の推進）

2. 測量CPDに係わるポイントを認定する基本原則

継続教育（測量CPD）に係わるポイントを認定する基本原則は、下記の4原則としています。

①公開性

所属する会員が等しく参加できる研究発表会、講習会、研修会などの参加者および講師を対象にします。（非公開の委員会、研修会などの委員長や委員は、対象にしません。）

②客観性

ポイントの付け方は、内容、拘束時間などを勘案して妥当かつ公正な点数でなければなりません。

③検認性

参加を証明する修了証、参加証、講師依頼状などを検認できる必要があります。

④帰属性

共催等複数の団体で実施された研究発表会、講習会、研修会などにおいては、いずれか一つの団体からのみしか登録できないものとし、二重登録を禁止します。

3. 対象者

「測量CPD」学習の対象者は、原則として協議会の構成団体に所属する会員とします。

4. 「測量CPD」の構成

「測量CPD」の構成は、①学習プログラムの認定、②学習プログラムの提供、③学習履歴台帳の登録および技術者証の発行、④学習の評価、⑤学習履歴の登録および管理、⑥学習履歴の証明、⑦ポイントの公開となっています。

4. 「測量CPD」の構成

①学習プログラムの認定

各構成団体が主催する講習会・講演会、論文発表等（以下「講演会等」という。）の学習プログラムを、協議会が設定した基準により、測量CPD学習プログラムとして認定します。認定結果については協議会のホームページへ掲載し公表します。

学習プログラムの認定および手続きは、次のとおりです。

学習プログラム等の審議は実施団体（主催者・共催者・協力者）が学習プログラム等を記した申請書（協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定申請書」）を事務局に提出し、事務局は学習プログラム基準に適合したものについて認定書（協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定書」）を、当該実施団体に通知します。

なお、「共催者」とは、講習会等を二団体以上が共同で実施する実施団体、「協力者」とは、国及び地方公共団体等からの協力要請に基づき、講演会等の開催実施にあたり、講演者の選定、講演依頼及び開催のPR、聴講参加の呼びかけ並びに開催時に物的・人的支援等の一部を行う実施団体をいいます。また、講演会等の実施に係る事務の分担については、国及び地方公共団体等の主催する機関との協議により実施するものとします。

②学習プログラムの提供

学習プログラムは、構成団体が主催する各種の技術講習会、論文発表、技術委員会、資格取得、受賞、技術図書の定期購読等で、原則として事前に公表し、提供します。

なお、協議会の学習プログラムの基準に適合したものは、プログラムとしても提供されますが、事前に測量CPD学習プログラムとして設定する必要があります。

（1）協議会の測量CPDの学習形態

学習の形態は、大きく分類すると①参加学習型、②情報提供型、③自己学習型があり、それぞれに対応した学習プログラムがあります。

（2）測量CPD学習プログラムと学習手段

学習プログラムと学習手段を学習形態別に表すと、次頁のとおりです。（事例は、公益社団法人日本測量協会の学習プログラムです。）

形態	大項目	中項目
参加 学習型	地理空間情報専門技術講習会 各種技術講習会	地理空間情報専門技術認定講習会 国家試験受験対策セミナー、支部開催講習会、サーベアカデミー、技術研修会等
情報 提供型	技術指導 技術研究発表 論文発表、執筆 技術報告等 資格取得 受賞 測量技術に係わる委員会	研修会・講習会の講師 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー 口頭・ポスター発表 応用測量論文集（査読付き）技術図書執筆、技術報告・研究速報・解説・論説 空間情報総括監理技術認定、地理空間情報専門技術認定 測量技術奨励賞、論文奨励賞、論文賞 委員長、委員、幹事
自己 学習型	技術図書の購読 自宅学習	月刊『測量』の定期購読 国家試験受験対策講座（通信添削等） 更新講習会・講演録等（eラーニング）

（詳細は別紙1「測量CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係わる基準」および別紙3「技術図書のプログラム及びポイント」を参照）

※測量CPD学習プログラムの広報は、各実施団体（主催）が行います。

※共催及び協力に当たっては、主催に準じて取り扱うものとします。

（3）「測量CPD」の技術指導

測量CPD学習プログラムの講師を行う者は、測量技術に関して一定の水準以上の知識と経験が必要です。このため、測量CPD「公認講師」資格基準により、講師陣を編成し、講師の技術水準の確保を図ることとしています。

（詳細は、別紙2「測量CPD「協議会公認講師」の資格に係わる基準」を参照）

③学習履歴台帳の登録および技術者証の発行

「測量CPD」の学習への参加を希望する技術者は、測量CPD学習履歴台帳（以下「学習履歴台帳」という。）に登録されるとともに、協議会から測量CPD技術者証が発行されます。

なお、学習履歴台帳は協議会で統合的に管理します。

技術者証は、測量 CPD 学習に参加している技術者に発行するものであり、講習会等において必要に応じて提示できるように常時携行するよう努めて下さい。

(1) 学習履歴台帳の登録

学習履歴台帳に登録しようとする者は、参加者個人または団体がまとめて申請（協議会様式2「測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」）して下さい。

なお、申請時の記載事項に変更が生じた場合には、協議会様式2により、登録内容変更を申請してください。

(2) 技術者証の形状および記載事項

技術者証の形状および記載事項は、次のとおりとします。

表 面

測量CPD技術者証					
測量CPD 登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇				
氏 名	〇〇 〇〇				
生年月日	年 月 日				
登録年月日	年 月 日				
有効期限	年 月 末日				
所 属					
発行 年 月 日					印
測量系CPD協議会					

裏 面

測量技術者の倫理	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 測量技術者は、技術者としての誇りと品位を保ち、常に自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献すること </div>	
(社会貢献の優先) 与えられた環境及び条件下において、最善の測量技術を発揮すること (データ及び測量成果の提供) 測量専門家として取得したデータ及び測量成果を正確に提供すること (専門家としての職務遂行) 専門とする技術領域及び資格において、その職務を誠実に遂行すること (専門家としての自己研鑽) 先端技術の開発又は修得に努め、成果の品質向上に精励すること	
平成16年7月制定 (一部抜粋)	

(3) 技術者証の再発行手続き

技術者証の記載事項の変更または紛失等により再発行を希望する者には、申請（協議会様式2「測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」）することにより、発行します。（有料）

(4) 測量CPD技術者証の有効期間

測量CPD技術者証の有効期間は発行から5年間とし、更新は5年間の経過毎に行います。なお、期間内における再発行の有効期限は、現在の発行されている有効期限とします。

(5) 測量CPD技術者証の更新手続き

測量CPD技術者証の有効期限は5年間ですので、更新が必要となります。更新の手続きは、申請（協議会様式2「測量CPD学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」）することにより、更新されます。

④学習の評価

学習の評価は、協議会が定める基準により、ポイントをもって表記します。

ポイントは、5年間分を累積加算して個人別の学習履歴台帳に記録します。

なお、ポイントの有効期限は5年間とします。従ってポイントを取得してから5年を経過したポイントは削除します。

(1) 学習評価の単位

「測量CPD学習」の評価は、ポイントで表記します。

学習単位の1ポイントは、講習会受講1時間が標準となっていますが、協議会の基準により学習内容等の審議を経て決定します。

（詳細は、別紙1「測量CPD学習プログラム及びポイント数に係わる基準」および別紙3「技術図書のプログラム及びポイント」を参照）

(2) 推奨する取得ポイント数

ポイントの取得は、学習分野の総計で、5年間で100ポイント以上又は1年間で20ポイント以上を推奨しています。

ポイント数は、自分の専門分野を考慮しながら将来に向かって学習計画を立て、年平均20ポイント以上で、各分野毎にバランスの良いポイント数の取得に心掛けて下さい。

なお、公益社団法人日本測量協会が継続的に実施している地理空間情報専門

技術認定講習会関連およびサーベイアカデミーに限りその学習プログラムについては、過去5年間に取得した学習について、審査の上、ポイントを付与することとしています。

⑤学習履歴の登録と管理

測量CPD学習プログラムに参加した技術者の学習履歴（氏名、学習内容、学習日、学習分野、ポイント数等）は、協議会において統合的に保存管理されます。

（1）学習履歴の登録

学習履歴の登録申請は、学習履修後に実施団体または参加者本人（当該社員の同意を受けた会社）から学習履歴の登録を申請（学習履歴登録 Web 受付システム又は協議会様式3「測量CPD学習履歴登録申請・受講証明書」）して下さい。学習履歴を登録します。

ただし、申請できる期間は、履修後6ヵ月以内とします。

（2）学習履歴の管理

学習履歴の管理は、測量CPD学習履歴台帳に登録管理します。

学習履歴は、取得時点から5年間有効ですので、5年以上経過した学習のポイントについては、順次自動的に消去します。

※ポイントの有効期間5年間について

科学技術の進歩発展、社会情勢の急速な変革に伴い、概ね5年前の学習内容は現時点においては適用されなくなりつつあり、また、間違っただ記憶や忘却していることも多々あります。そのために知能をリフレッシュする必要から、ポイントの有効期間を5年間としたものです。

（3）登録の抹消

申請内容に虚偽の記載等が判明した場合には、登録の抹消などの措置を講じますのでご注意ください。

⑥学習履歴の証明

学習履歴台帳に登録された者は、「測量CPD学習履歴証明書発行申請書」を申請することにより、「測量CPD学習履歴証明書」を受け取ることができます。（有料）

学習履歴の証明は、学習参加者本人の申請（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書発行申請書」）により、直近5年間の学習履歴を記載した学習履歴証明書（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書」）

が発行されます。

また、会社が社員のポイントを必要とする場合には、当該会社の申請（協議会様式4（団体用）「測量CPD学習履歴証明書発行申請書」同意書添付）により、直近5年間のポイント数を記載した学習履歴証明書（協議会様式4（個人用）「測量CPD学習履歴証明書」）が発行されます。（有料）

（手続き等については、「⑧(1)測量CPD学習の諸手続および手数料の種類」を参照）

⑦ポイントの公開

ポイントの一般向けの公開は、測量CPD登録番号、学習分野別ポイント総数、ポイント総数の3項目が協議会のホームページに掲載します。なお、指定の測量計画（発注）機関への公開については、別途定めます。

また、個人情報保護の観点から、測量CPD登録番号で表示し、氏名等の個人情報は公開しません。

(1) 学習履歴の表示内容（一般公開画面）

登録番号	合計ポイント数	地理空間情報専門技術					講習会等					
		基準点	写真	応用	GIS							
						〇 〇 〇 認定		〇 〇 〇 講習会				
100001	90	90										
100002	120	70		30				20				
100003	150	130						20				
100004	130	90	40									
100005	15					15						
100006	30				30							
100007	35	15						20				

⑧手数料

(1) 測量CPD学習の諸手続および手数料の種類

測量CPD学習の手続きの種類は、①学習プログラムの認定、②測量CPD

学習履歴台帳の登録及び測量CPD技術者証の発行、③測量CPD技術者証の再発行、④測量CPD技術者証の更新、⑤学習履歴の登録、⑥学習履歴証明書の発行⑦ログイン・パスワードの再発行の7種類があります。

手続きの方法及び手数料は、次のとおりです。

①学習プログラムの認定

- ・手続きは、協議会様式1によります。
- ・手数料…………… 1プログラム/1件10,000円

ただし、国、地方公共団体等が主催し、これらの協力要請を受けて測量系CPD協議会の構成団体が協力して実施する講習会、セミナー等については無料とします。

②測量CPD学習履歴台帳の登録及び測量CPD技術者証の発行（5年間有効、手数料には登録料を含みます。）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 1,030円

③測量CPD技術者証の再発行（有効期間内）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 520円

④測量CPD技術者証の更新（5年間有効）

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 520円

⑤学習履歴の登録

- ・手続きは、学習履歴登録Web受付システム又は協議会様式3によります。
- ・手数料…………… 520円/1件

⑥学習履歴証明書の発行

- ・手続きは、協議会様式4によります。
- ・手数料…………… 1,030円/1件

※公益社団法人日本測量協会の正会員および準会員の手数料は、②、④、⑤は無料、⑥は520円/1件です。

学習履歴証明書をPDFにしてメールで送付希望の方（後日原本も併せて送付）は、会員800円、非会員1,300円となります。

⑦ログイン・パスワードの再発行

- ・手続きは、協議会様式5によります。
- ・手数料…………… 520円/1件

(2) 手続きの手数料金の払込先

各種手続きに係わる手数料は、次の口座に振り込むものとします。

①郵便振替口座名称：公益社団法人 日本測量協会

番号：00180-3-89319

②ゆうちょダイレクトを利用した振替

③ゆうちょ銀行への振込

なお、手数料は、まとめて振り込みすることができます。

5. 測量CPDの運営組織

「測量系CPD協議会規約」および「測量系CPD協議会運営規程」に基づき、各委員会を設置し、上記事項についての処理を行います。

事務局は、公益社団法人日本測量協会測量継続教育センター内に置きます。

6. 構成団体

構成団体は、次のとおりです。

(公社) 日本測量協会

(公財) 日本測量調査技術協会

(一財) 日本地図センター

(一財) 測量専門教育センター

(一社) 地図調製技術協会

日本土地家屋調査士会連合会

(一財) 日本建設情報総合センター

(一社) 全国測量設計業協会連合会

(一社) 日本国土調査測量協会

日本測地学会

(一社) 日本写真測量学会

(一社) 地理情報システム学会

日本地図学会

(一社) 日本リモートセンシング学会

(一社) 三重県測量設計業協会

(一社) 大阪府測量設計業協会

GITA-JAPAN

特定非営利活動法人 全国G空間情報技術研究会

別紙 1

測量CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係わる基準

測量CPD学習プログラム及び学習ポイント数の認定に係る基準は、測量系CPD協議会の各団体が実施する学習活動について次のことを定める。

1. 測量CPD学習プログラム

(1) 専門技術講習会

- 1) 地理空間情報専門技術認定講習会（1級・2級・級無し）
- 2) 地理空間情報専門技術認定更新講習会
- 3) 地籍調査管理技術者資格試験養成講習会

(2) 各種技術講習会

- 1) 技術講習会
- 2) 国家試験受験対策セミナー
- 3) サーベアカデミー
- 4) 技術研修会
- 5) 技術セミナー
- 6) マップリーダー研修
- 7) 各種測量・地図講座

(3) 技術指導

- 1) 講習会の講師
- 2) 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー
- 3) 技術研究発表（口頭・ホースター発表）

(4) 論文発表、執筆等

- 1) 原著論文（査読付）
- 2) 技術報告、研究速報、解説、論説（査読付）
- 3) 技術図書（査読付）

(5) 資格取得・受賞等

- 1) 各種認定資格
- 2) 測量技術奨励賞、技術奨励賞、論文賞
- 3) 優秀発表賞
- ）各団体等長賞

(6) 測量技術に係わる委員会等

- 1) 委員長
- 2) 委員・幹事
- (7) 技術図書の購読
 - 1) 機関誌の定期購読
 - 2) eラーニングシステムによる講習（更新講習・講演録等）

2. ポイント数

(1) 学習プログラムのポイント数

学習プログラムのポイント数は、次表のとおりとし、認定された各学習プログラム毎のポイントは分類表（標準）のとおりとする。

学習プログラム及びポイント数

学習プログラム		ポイント数	
①講習会	受講者	1 p / 時間	
②技術指導	講師・パネラー等	3 p / 時間	
③技術研究発表	口頭・ポスター発表	2 p / 件	
④論文(原著論文) 技術報告・研究速報・解説・論説(査読付)	筆頭著者(査読付)	5 p / 件	
	共著者(査読付)	2 p / 件	
	筆頭著者(査読付)	3 p / 件	
	共著者(査読付)	1 p / 件	
⑤技術図書	単著者(査読付)	10 p / 件	
	共著者(査読付)	5 p / 件	
	分担著者(査読付)	2 p / 件	
⑥技術に係わる委員会等	委員長	2 p / 時間	
	委員・幹事	1 p / 時間	
⑦資格取得・受賞等	資格取得	各種専門技術認定(民間資格)	7 p / 件
	受賞	測量技術奨励賞	3 p / 件
		技術奨励賞(応用)	4 p / 件
		論文賞	6 p / 件
⑧技術図書の購読	機関誌の定期購読	5 p / 1年	
	eラーニングシステムによる講習等	所要時間 p / 件	

※内容によっては、必要時間に変動がある場合はポイント数が変更される。

3. 学習プログラムの形態等分類

学習プログラムの形態等分類は、分類表のとおりとする。

分類表（標準）

形態	大 項 目	中 項 目
参加 学習 型	専門技術講習会	地理空間情報専門技術認定講習会、同更新講習会、地籍調査管理技術者資格試験養成講習会
	各種技術講習会	技術講習会、国家試験受験対策セミナー サーベイアカデミー 技術研修会、技術セミナー、マップリーダー研修、 測量・地図（基礎・中級）講座
情報 提供 型	技術指導	研修会・講習会の講師 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー
	技術研究発表	口頭・ポスター発表
	論文発表、執筆（査読付き）	応用測量論文集、技術図書執筆
	技術報告等（査読付き）	技術報告・研究速報・解説・論説
	資格取得、	空間情報総括監理技術認定、地理空間情報専門技術認定、地理情報標準認定資格技術者、地図力検定認定、マップリーダー、地籍調査管理技術者・同補
	受賞	測量技術奨励賞、論文奨励賞、論文賞
	測量技術に係わる委員会	委員長、委員、幹事
自己 学習 型	技術図書の購読	機関誌の定期購読
	自宅学習	国家試験受験対策講座（通信添削等） eラーニングシステムによる講習（更新講習、イブニングセミナー等で試験またはレポート審査を得たもの）

4. ポイントの有効期間

ポイントは、取得（講習会等修了した時）してから5年間とし、5年分について、加除管理する。

5. 日本測量協会のポイント付与の特例

平成16年度以降に認定された測量専門技術認定関係、地理空間情報専門技術認定関係、サーベアカデミーの学習プログラムを受講している者で、測量CPD学習履歴登録を希望する者については、遡及して学習履歴の登録ができる。

ただし、遡及できるのは過去5年までとする。

別 紙 2

測量CPD「協議会公認講師」の資格に係わる基準

測量CPD学習プログラムの円滑な遂行を図るため、「測量CPD」の講師は、測量に関する一定水準以上の技術の知識・経験が必要である。

このため、下記の測量CPD「協議会公認講師」の資格基準により、技術講習会講師の技術水準の確保を図るものである。

当該講師の名称は「協議会公認講師」として、委嘱は主催する構成団体の長が行う。

なお、講師に不適切な行為等があった場合には、「協議会公認講師」を取り消すものとする。

記

協議会公認講師は、次の各項の一つ以上を満たしている者とする。

1. 測量士の有資格者で、資格取得後5年以上の経験を有する者
2. 測量に関し、15年以上の経験を有する者
3. 学校教育の場において測量に関する教員資格を有する者
4. 新技術等の知識を修得している者
5. 測量関係の関連法規に関する知識を有する者
6. 運営部会の推薦を経て各構成団体の長が特に認めた者